

保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合

1 志願資格

志願者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 保護者とともに居住し、県外の自宅から通学できる者

(2) 県内に身元保証人（民法上の保証人とは異なる。）を定め、身元保証人が生活全般を日常的に支援できる者

ア 身元保証人については、志願者との同居を条件とするなど、学校の実情に応じ、各高等学校の校長が条件を別に定める。

イ 志願者は、下記2の「志願資格確認依頼書」（様式第20号）を提出する前に、志願しようとする高等学校の校長又は高校教育課に身元保証人の条件を問い合わせること。

2 志願資格の確認

志願者は、「志願資格確認依頼書」（様式第20号）を、中学校長等を経由して志願しようとする高等学校の校長に、令和7年10月31日（金）までに提出する。

志願資格の有無については、高等学校の校長が高校教育課と協議の上確認し、12月上旬に、中学校長等を経由して「志願資格確認証明書」（様式第20号）により通知する。

3 志願することができる学校・学科（科）

学校裁量枠を設定する全ての県立高等学校の学科（科）について、学校裁量枠の選抜段階の1つ（「中学校における学習」を除く。）にのみ志願することができる。

ただし、沼津、富士、静岡及び浜松の各市立高等学校については、各市立高等学校に直接問い合わせる。

4 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査の結果、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料3参照）により審査して、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)によって合格者とならなかった受検者は、共通枠第3段階の対象者とし、共通枠第1段階及び第2段階の対象者とはしない。

共通枠第3段階では、調査書の記載事項、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査し、合格者を決定する。

(3) 合格者数

上記(1)及び(2)の合格者数の合計は、学科（科）の募集定員及び志願した選抜段階の選抜割合の内数とし、原則若干名とする。ただし、募集定員の5%程度を上限とする。

5 その他

上記以外の事項については、「全日制の課程のⅠ一般選抜」の各項の規定による。